

未公開株・社債購入の勧誘などにご注意！

最近、県内の相談窓口において、「今回は貴方だけ特別に」、「この地域の人を限定に」、「上場間近」、「値上がり確実」などと称し、購入意欲をあおり、送りつけたパンフレットを用いて上場の予定もない会社や実態のない会社の未公開株等の購入を勧めるといった悪質な業者に関する相談が急増しています。

1 トラブル相談例

〇〇会社を名乗って自宅に電話をかけ、

- ・「『上場間近の企業の株を購入して欲しい』とのパンフレットが送られていませんか？その企業は優良企業ですので当社が高値で買い取ります」
- ・「パンフレットは選ばれた地区の人にだけ送られています。社債がいなければ当社が高値で買い取ります」

等と説明して、購入意欲をあおり、現金を振り込ませるもの。

2 一般投資家に未公開株を勧誘する行為について

日本国内で営業している証券会社の全てが加入する日本証券業協会によると、同協会では証券会社が未公開株を投資家に勧誘することを原則禁止しています（一定の要件を具備し協会に認定されたものは除く）。

したがって、勧誘してきた業者が金融庁ホームページの「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」や日本証券業協会ホームページの「会員名簿」に登載されていなければ、**金融商品取引法違反（無登録営業）**となる可

能性があり、仮に登載されていた場合でも規則違反となることから、電話勧誘を行う業者とは安易に契約を交わさないよう注意する必要があります。

3 未公開株以外の金融商品について

現在様々な商品に関する消費トラブルが発生しており、未公開株をはじめ、**社債、ファンド、FX（外国為替証拠金取引）、外国通貨**などあらゆる金融商品に関する相談が受理されています。

また、

「鉱山採掘権」、「水資源の権利」などの販売に関する相談も増加していますので注意して下さい。

4 被害に遭わないために

現在、この種の相談は後を絶たず、増加の一途をたどっています。

金融商品等の電話勧誘を受けた場合には、

即断しない！

一人で決めず、必ず家族と相談する！

よう心がけてください。

「今日が締め切り」

「他のお客さんもいるので急いで決めないと」

と契約を急かしてきたり、

「家族には内緒にしておいて、後で喜ばせましょう」

「必ず儲かりますから大丈夫」

と仕向ける業者には要注意です。